

「需要開拓費制度」の取引先募集について

水島ガス株式会社

需要開拓費制度における需要開拓活動を実施するガス小売事業者さまを募集いたします。

1. 制度の概要

(目的)

天然ガスの利用拡大を図っていくためには、都市ガス化営業による需要の開拓と、それに伴う都市ガス導管網の整備が不可欠であります。

需要開拓費制度は、ガス導管事業者が供給区域内全てのガス小売事業者に対して、都市ガス化営業を通じ獲得した需要量に対し、手数料を支払うことで、ガス小売事業者がスイッチング中心の営業に偏重することなく、都市ガス化営業による需要開拓を後押しする制度です。

(応募資格)

当社供給区域においてガス小売事業者登録を行っている事業者さまとします。

(活動期間)

活動期間は1年間とし、原則として1年ごとに事業者登録を行います。

(対象地域)

当社の「託送供給約款」に定める供給区域を対象とします。

(対象物件)

「ガス供給を行うために導管整備が必要となる新設物件」または、「ガス供給取り出し元の本支管の埋設年度が5年以内の新設物件」を対象とします。

(支払金額)

1 物件単位の支払金額は以下のとおりとします。

メーター号数	4号	6号	10号
手数料	50,000円	81,000円	155,000円

※上記以外のガスメーターを設置する場合は、年間開発ガス量から算定いたします。

※1物件あたり、2,500,000円を上限とします。

(支払時期)

当該物件について、ガスメーターの取付が完了した等を確認し、四半期に一度まとめてお支払いします。

2. 募集期間

随時受付

3. お問い合わせ先

水島ガス株式会社 供給部

TEL 086-444-8140

お問い合わせいただいたガス小売事業者さまには、制度要領・応募用紙等を送付いたします。

以上